森林環境税（仮称）の創設について

国では、平成29年度税制改正大綱に基づき、市町村主体の森林整備等の財源となる森林環境税（仮称）の創設に向けた検討を進めているところです。

地球温暖化防止に貢献し、災害に強い森林づくりなどに必要な財源を安定的に確保するためにも森林環境税（仮称）を早期に創設することが重要であり、制度設計に当たっては北海道・北東北３県の森林整備が進む仕組みとする必要があることから、次のとおり要望します。

森林吸収源対策等の推進に向けて、継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる森林環境税（仮称）の創設に当たっては、新たな森林整備等の業務に係る都道府県及び市町村の役割分担と連携のもと、その役割に応じて税収を配分するなど、都道府県に対する税財源の確保について適切な措置を講じること。

また、その使途については、間伐に限定せず、伐採跡地の再造林など森林の有する公益的機能の発揮に資する総合的な取組を対象とするとともに、府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係について、地方の意見を踏まえて調整すること。

さらに、税の恩恵を実感しにくい都市部の住民等に対しても、森林整備による恩恵を享受していることを説明するなど、国の責任において理解を得られるようにすること。